

引越時の転居費用を助成します

(令和2年7月豪雨被災者転居費用助成金)

令和2年7月豪雨で住家が被災した世帯が、当該被災した住宅や応急仮設住宅等の仮の住まいから、恒久的な住まいとして、熊本県内の住宅へ転居した際の転居費用を助成します。

「転居」とは

- 例① 応急仮設住宅から、恒久的な住まい（再建後の住宅・民間賃貸住宅・親族宅等）へ移転した場合
※現在入居されているみなし仮設住宅の同じ部屋に、引き続き居住する場合は、対象になりません。
- 例② 被災した住家から、直接恒久的な住まいへ移転した場合
※仮の住まいとして居住していた親族宅に、今後も恒久的に住むことになった場合も対象になります。
- 例③ 被災した住家から、民間賃貸住宅、親族宅等仮の住まいに居住した後、恒久的な住まいに移転した場合
※自宅敷地内の納屋等に居住後、被災した母屋を再建して入居した場合も対象になります。

◆対象者

助成金の交付対象は、八代市発行のり災証明書をお持ちで、次のいずれかに該当する世帯の世帯主です。

- 応急仮設住宅等の入居者で、当該応急仮設住宅等の供与期間（供与期間が延長された場合は、延長後の期間）内に、当該応急仮設住宅等を退去した世帯
- 住家の被害程度が全壊または大規模半壊世帯
- 住家の被害程度が半壊かつ解体した世帯



◆助成金 一律10万円

- 助成金の交付は、1世帯につき1回限りです。
- 仮住居に同居している複数の世帯が、転居先でも同居する場合は、1世帯とみなします。
- 毎月末日までに支給決定された分について、翌月月初め頃交付決定通知を発送し、翌月25日頃指定された口座に振込予定です。（みなし仮設住宅にお住まいだった方は、県の退去確認後の支給となるため、支払い・通知等の時期が遅くなる場合があります。）

◆申請期限 令和5年7月4日まで

仮住居から恒久的な住まいへの 転居完了後（住民票の異動が伴う場合は、住民票異動後）、原則 6ヶ月以内（転居の日の属する月の翌月から起算）にご申請ください。

◆提出書類

- ① 転居費用助成金交付申請書
（様式は申請窓口にあります。八代市ホームページにも掲載しています。）
- ② り災証明書の写し
- ③ 半壊の場合は、被災した住宅の解体を証明する書類（解体証明書等）の写し
- ④ 恒久的な住まいへの入居に関する契約書等の写し（賃貸住宅契約書、工事請負契約書など）の写し
- ⑤ 世帯全員が記載された住民票（市外のみ）
- ⑥ 転居費用助成金請求書（通帳の写し添付）

※上記書類がない場合は、ご相談ください。なお、個別の状況に応じて追加書類が必要な場合があります。

◆注意事項

- この助成金の申請・受取については、世帯で協議の上行ってください。関係者間の調整について八代市は一切関与いたしません。
- 申請内容に疑義がある場合は、調査を行い、申請内容に虚偽があった場合は、支給された助成金を速やかに返還していただきます。
- 八代市が助成金の支給に係る事務にあたり必要な範囲で、住民基本台帳、戸籍等に係る状況を閲覧、調査などを行います。

お問い合わせ・申請窓口

八代市役所仮設庁舎 西棟2階 健康福祉政策課

☎33-4003